別表十二(八)　平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

当期準備金積立額	1	円	
積立限度超過額の計算 当期準備金積立額	2		
積立限度額（当期中に旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律第３条第１項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額）	3		
積立限度超過額 (2) － (3)	4		
旧平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額の計算 当期準備金積立額	5		
積立限度額（当期中に旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第３条第１項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額）	6		
積立限度超過額 (5) － (6)	7		
当期積立限度超過額 (4) ＋ (7)	8		

翌期繰越額の計算	期首使用済燃料再処理準備金の金額		9	円
	当期益金算入額	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
		同上以外の場合による益金算入額	11	
		計 (10) ＋ (11)	12	
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) － (8)		13	
	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) － (12) ＋ (13)		14	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金		15	
	差引 (15) － (14)		16	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (12)－((1)－((15)－前期の(15)))	17	
		当期に生じた差額の合計額 (8) ＋ (17)	18	
	前期以前分	前期末における差額（前期の(16)）	19	

別表十二（八）の記載の仕方

1　この明細書は、青色申告法人で原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「再処理法改正法」といいます。）による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（以下「旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律」といいます。）第７条第１項《取戻し》に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが再処理法改正法附則第18条の規定による改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第57条の３《使用済燃料再処理準備金》、再処理法改正法附則第19条第２項《租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置》若しくは再処理法改正法附則第23条の規定による改正前の平成17年改正法（以下「旧平成17年改正法」といいます。）附則第34条第５項《みなし使用済燃料再処理準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律第７条第１項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが平成28年旧措置法第68条の53《使用済燃料再処理準備金》、再処理法改正法附則第19条第４項若しくは旧平成17年改正法附則第48条第５項《みなし使用済燃料再処理準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2　「期首使用済燃料再処理準備金の金額９」には、当期首現在の税務計算上の使用済燃料再処理準備金の金額を記載します。